

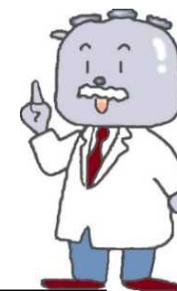
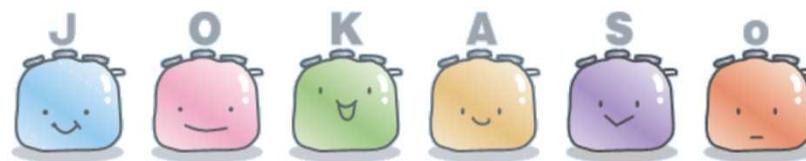


議題④ 特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討について

令和6年7月26日



環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室
指導普及係 係長 佐藤 亮真



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

特定既存単独処理浄化槽の判定における課題と指針見直しに向けた検討



➤ 浄化槽法 附則第十一条（特定既存単独処理浄化槽に対する措置）
既存単独処理浄化槽であって、**そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの**（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全および公衆衛生上必要な措置をとるよう助言または指導をすることができる。



・令和元年の法改正より特定既存単独処理浄化槽の制度が創設されたが、令和4年度末時点の適用実績は386件（うち、鹿児島県及び鹿児島市で計384件）と限定的。
・環境省は、環境大臣の決定による「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（令和2年3月2日環循適発第2003027号）（以下、『**指針**』という。）を定めているが、多くの自治体からは、判定できるだけの知見や体制等が十分ではないとの意見のほか、**判定基準が抽象的であり定量化や明確化が必要**、などの意見があり、指針の見直しに向けた検討が必要。



・環境省業務「令和5年度 次世代浄化槽システムに関する調査検討業務」において、特定既存単独処理浄化槽の判定件数の増加や転換の加速に向けて**特定既存単独処理浄化槽の判断の明確化に関する調査・検討**を実施し、指針の見直しに向けた検討を行った（下記URL参照）。
・今後、本検討結果を参考にしながら、有識者検討会での議論を踏まえ、今年度中を目途に指針見直しを実施する予定。

特定既存単独処理浄化槽に係る措置における11条検査との対応関係について

- ▶ 特定既存単独処理浄化槽に係る措置は、**強い公権力の行使を伴う行為が含まれる**ことから、その措置に係る手続きについての透明性及び適正性の確保が必要。
- ▶ 特定既存単独処理浄化槽の指針の判定の考え方と11条検査の内容は、周辺環境への著しい影響のおそれがあるかどうかという観点から、浄化槽を判定するという点で、概ね共通。



- 11条検査との対応関係を比較しつつ、客観的かつ適正に判定の考え方を整理する必要がある。

表 11条検査におけるチェック項目の判断基準の概要

	判断基準	補足
「良」	望ましい状態にある、又は異常が認められない。	・漏水等の判断が明確な項目では、「良」、「不可」の2段階で判断。
「可」	一部望ましくない状態又は異常が認められるが、通常の保守点検及び清掃の範囲で回復可能な程度であり、処理機能等に影響を与えるおそれが小さい。	・外観検査では、主に処理機能に与える影響、維持管理作業性に与える影響の度合いにより判断される。 ・水質検査では、数値による判断基準が示される。(BOD: 「良」90mg/L以下、「可」90~120mg/L、「不可」120mg/L超、透視度: 「良」7度以上、「可」4~7度、「不可」4度未満 等)
「不可」	望ましくない状態又は異常が認められ、主として当該単位装置の処理機能等に影響を与えることが明らかである。	

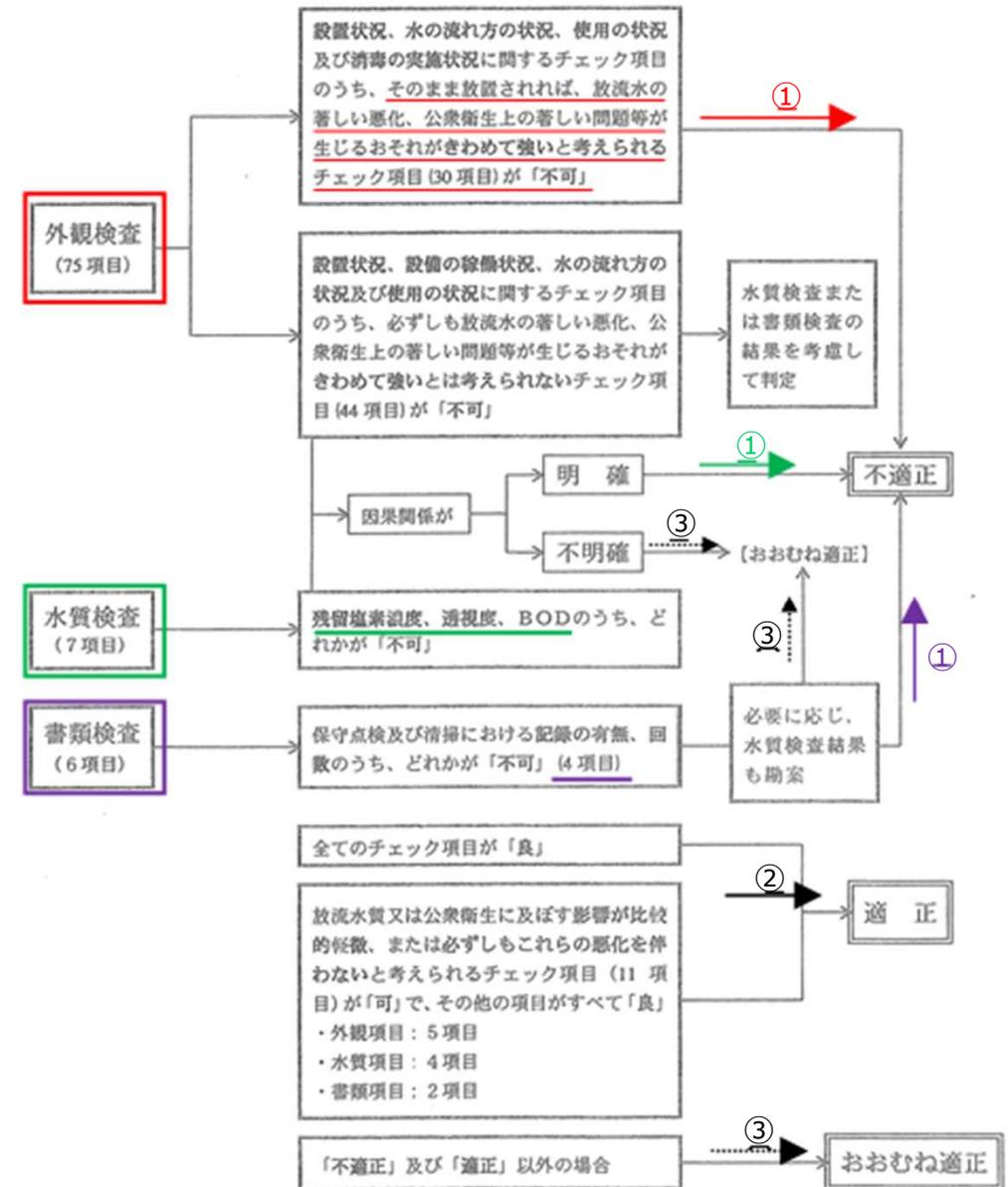


図 11条検査の総合判定のフロー

本検討における特定既存単独処理浄化槽に対する11条検査の利用①

- 11条検査は、「浄化槽法定検査ガイドライン(環境省)」(以降、「ガイドライン」という。)に基づき、指定検査機関が検査するものであり、具体的な判断基準が定められている。
 - また、「浄化槽検査員講習会テキスト(公益財団法人 日本環境整備教育センター)」(以降、「テキスト」という。)では、判定方法の詳細が示されており、検査担当者の違いによって判定に差が生じないようにされている。
- ⇒したがって、11条検査は適正かつ客観的な検査と位置付けて良い。



11条検査の判定と判断の考え方を基本とし、その総合判定(【適正】、【おおむね適正】、【不適正】)及び各チェック項目での判断(「良」、「可」、「不可」など)を利用することで、適正かつ客観的な特定既存単独処理浄化槽の判定が可能となると考えられる。

※不適正とは

浄化槽の設置及び維持管理に関し、法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に係る諸基準に違反しているおそれがあると考えられ、改善を要すると認められる場合とされている





【11条検査結果の定義】

➤ **適正**

すべてのチェック項目が「良」であるもの（一部の項目のみが「可」で、その他が「良」であるものも含む。）

➤ **おおむね適正**

いずれかのチェック項目が「可」又は「不可」であって、「適正」又は「不適正」以外のもの

➤ **不適正**

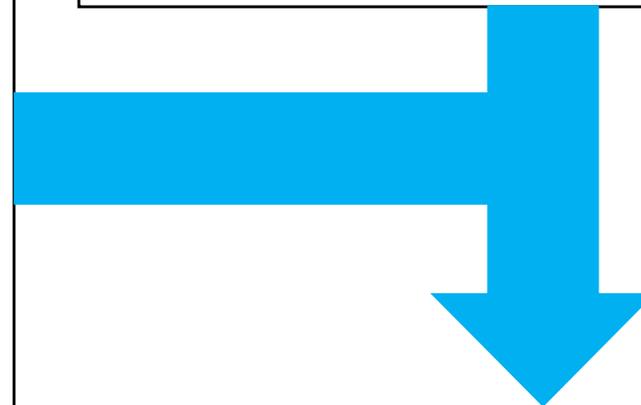
①外観検査のチェック項目のうち、放流水質又は公衆衛生に著しい影響を与えるおそれが極めて強いと考えられる項目が「不可」であるもの

②水質検査のチェック項目のうち、放流水質に係る項目が「不可」であり、かつ、外観検査又は書類検査の項目の判断結果から、法令の基準に違反しているおそれがある等その原因が明らかであるもの

③書類検査のチェック項目のうち、放流水質又は公衆衛生に著しい影響を与えるおそれが極めて強いと考えられる項目が「不可」であるもの

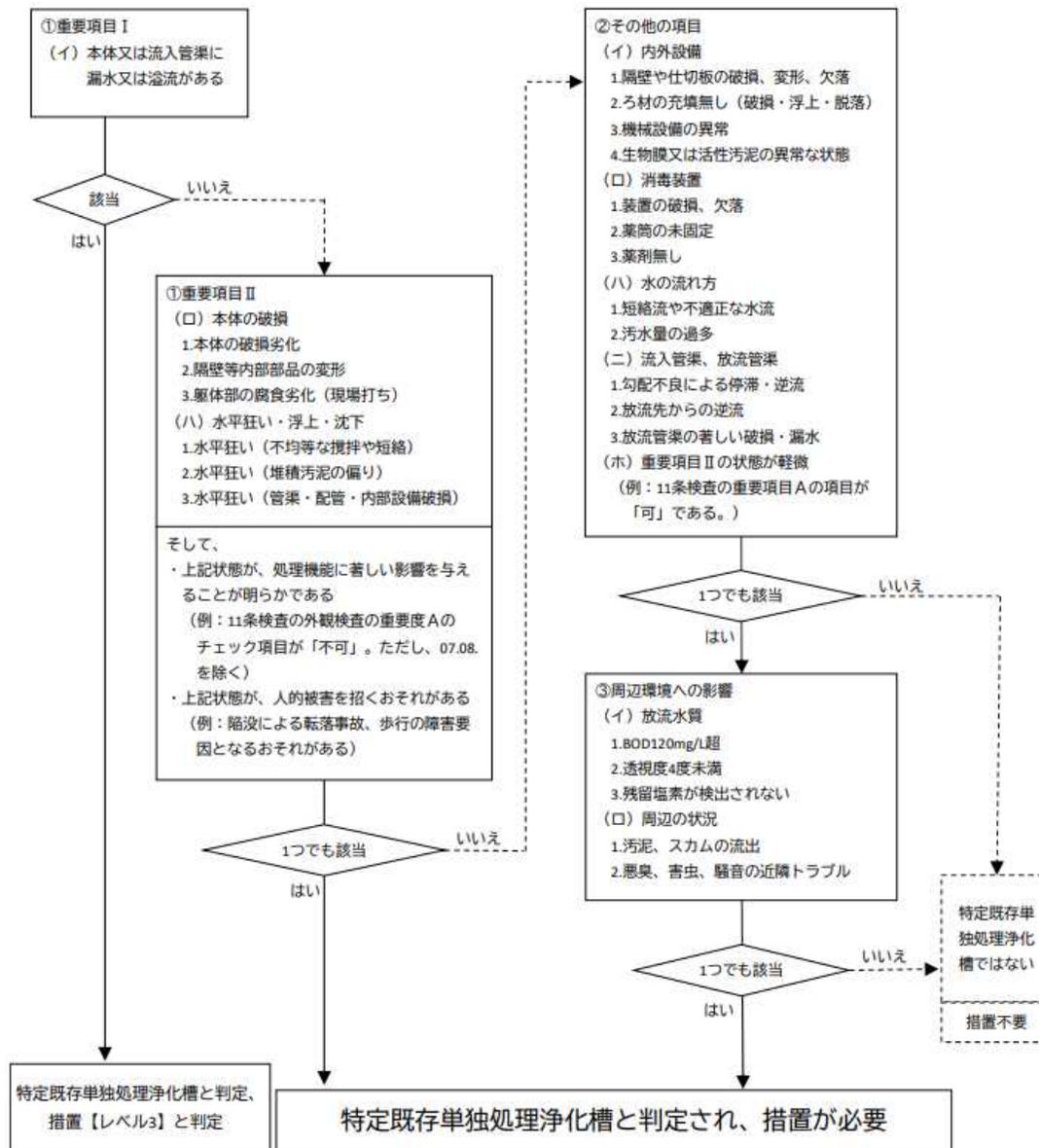
【特定既存単独処理浄化槽の定義】

- 既存単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの



各定義を踏まえ、本検討においては原則として、**11条検査結果が不適正である場合、特定既存単独処理浄化槽と判定すること**を検討。

◎ 特定既存単独処理浄化槽の判定フロー案



特定既存単独処理浄化槽の判定フロー (例)

【特定既存単独処理浄化槽への判定 (以下、「特定判定」という。)のポイント】

- ・ **漏水**は、**特定判定**とする。
- ・ 11条検査の**重要度Aの項目が「不可」と判断される**場合には、周辺環境への影響に関する判断をしなくとも**特定判定**とする (一部例外あり)。
- ・ 判定基準①の重要項目は11条検査の重要度Aのチェック項目と同じであり、**①重要項目が11条検査の「不可」レベルと判断される**場合、周辺環境への影響に関する判断をしなくとも**特定判定**とする。
- ・ **判定基準の②その他の項目**に関して、消毒装置の内容に、例えば「消毒剤が設置されていない」を追加する。11条検査では**消毒に関する項目**は重要度Aに分類されており、**「不可」の判断**であれば**特定判定**とする考えであり、①の重要項目の方に加える考え方もある。

特定既存単独処理浄化槽の措置に関する判定基準とフロー案

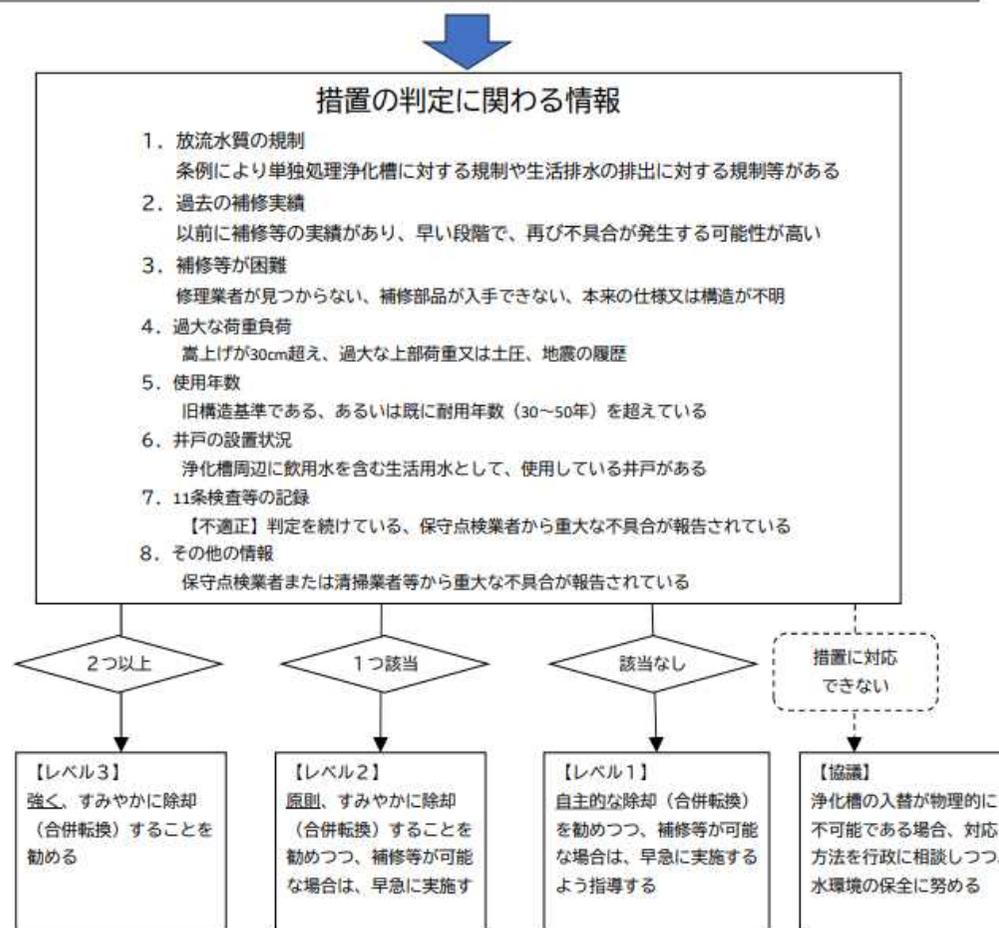
措置の判定基準（例）

項目	内容
1 放流水質の規制	条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。
2 過去の補修等の実績	以前に補修等の実績があり、早い段階で、再び不具合が発生する可能性が高い。
3 補修等が困難	修理業者が見つからない、補修部品が入手できない、本来の仕様又は構造が不明。
4 過大な荷重負荷	嵩上げが30cm超え、過大な上部荷重又は土圧がある、地震の履歴。
5 使用年数	旧構造基準型である、あるいは既に耐用年数（30～50年）を超えている。
6 井戸の設置状況	浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。
7 11条検査等の記録	【不適正】判定を続けている。
8 その他の情報	保守点検業者または清掃業者等から重大な不具合が報告されている。

措置の判定（例）

措置の判定	措置の内容
【レベル3】	強く、すみやかに除却（合併転換）することを勧める。
【レベル2】	原則、すみやかに除却（合併転換）することを勧めつつ、補修等が可能な場合は、早急を実施するよう指導する。
【レベル1】	自主的な除却（合併転換）を勧めつつ、補修等が可能な場合は、早急を実施するよう指導する。
【協議】	浄化槽の入替が物理的に不可能である場合、対応方法を行政に相談しつつ、水環境の保全に努める。

特定既存単独処理浄化槽の措置に関する評価



特定既存単独処理浄化槽の措置に関する判定フロー（例）

令和3年度の11条検査結果による判定の試算

既存単独処理浄化槽基数 (11条検査対象基数)		3,462,597	100.0%
11条検査実施基数		961,741	27.8%
【不適正】 ⇒ 【特定判定】	4.0%	38,782	【特定判定】
【不適正】 ⇒ 【特定判定】 ではない (重要度高い書類)	2.4%	22,385	159,510
【不適正】 ⇒ 【特定判定】 ではない (水質+軽微な書類)	0.1%	960	16.6%
【おおむね適正】 ⇒ 【特定判定】	12.6%	120,728	【非特定】
【おおむね適正】 ⇒ 【特定判定】 ではない	12.5%	120,727	802,231
【適正】	68.4%	658,159	83.4%
11条検査未受検基数		2,500,856	72.2%
11条検査未受検基数を11条検査を参考とした判定の割合と同等として判定、更に旧構造基準の比率24.0%を特定判定に加える	未受検基数から【特定判定】16.6%を試算し、更に【不適正】分24.3%を試算	414,781	24.3%
			75.7%
	未受検基数の内【特定判定】にならないが、旧構造基準の比率分を試算	500,658	24.0%
	83.4%	1,585,417	76.0%

【特定判定】 レベル3	4.0%	139,629
【特定判定】 レベル2	12.6%	434,662
【特定判定】 レベル1	14.5%	500,658
【特定判定】 とならない	69.0%	2,387,648
既存単独処理浄化槽 (11条検査対象基数)	100%	3,462,597

特定判定が
1,074,949
基

試算によれば、本検討を踏まえた判定指針の見直しを行う事で、既存単独処理浄化槽のうち31%に当たる**1,074,949基**が特定既存単独処理浄化槽に該当し、11条検査をもとにそのうち**159,510基**が特定既存単独処理浄化槽として判定されることとなる。